

平成 25 年

奈良市議会 9 月定例会  
提出議案（別冊）

奈良市



# 目 次

奈良市報告第 68 号	市長専決処分の報告について……………	1
奈良市議案第 126 号	工事請負契約の締結について……………	5

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 改良住宅明渡し請求に関する訴えの提起について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

### 記

- 1 改良住宅明渡し請求に関する訴えの提起について

## 改良住宅明渡し請求に関する訴えの提起について

本市は、改良住宅の明渡しを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 改良住宅を明渡し、かつ奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。



## 工事請負契約の締結について

旧大柳生小学校中学校施設整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 旧大柳生小学校中学校施設整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 176,883,000円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号  
旧大柳生小学校中学校施設整備工事  
平井建設・松田組特定建設工事共同企業体  
代表者 平井建設株式会社  
代表取締役 平井 克  
株式会社松田組  
代表取締役 松田 英志

## 旧大柳生小学校中学校施設整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市大柳生町832番地

2. 工事規模

敷地面積 16,938.58㎡

延床面積 2,797.39㎡

(1) 建築工事 一式

校舎改修工事

運動場改修工事

屋内運動場改修工事

その他営繕工事

武道場新築工事

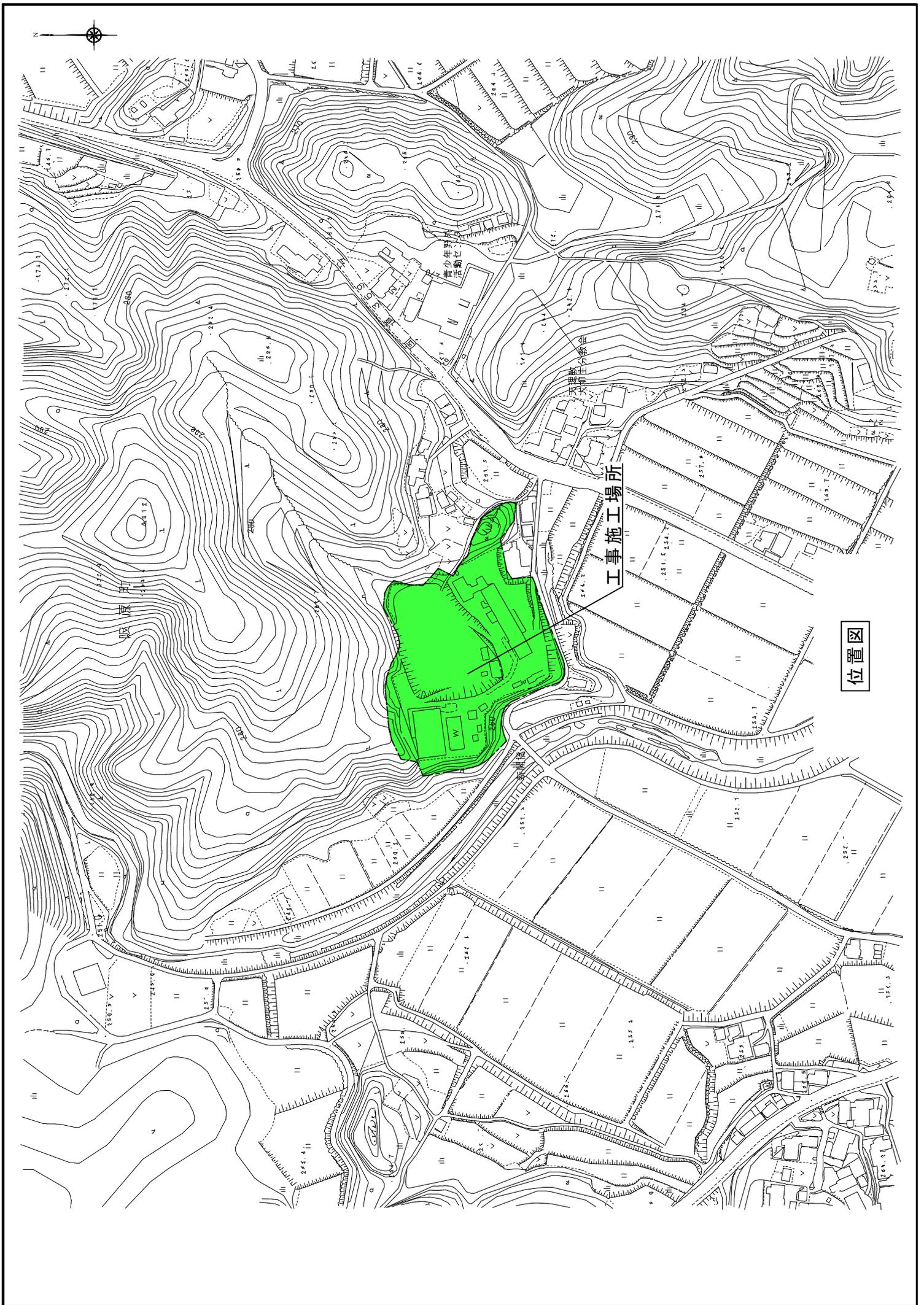
(ア) 延床面積 167.52㎡

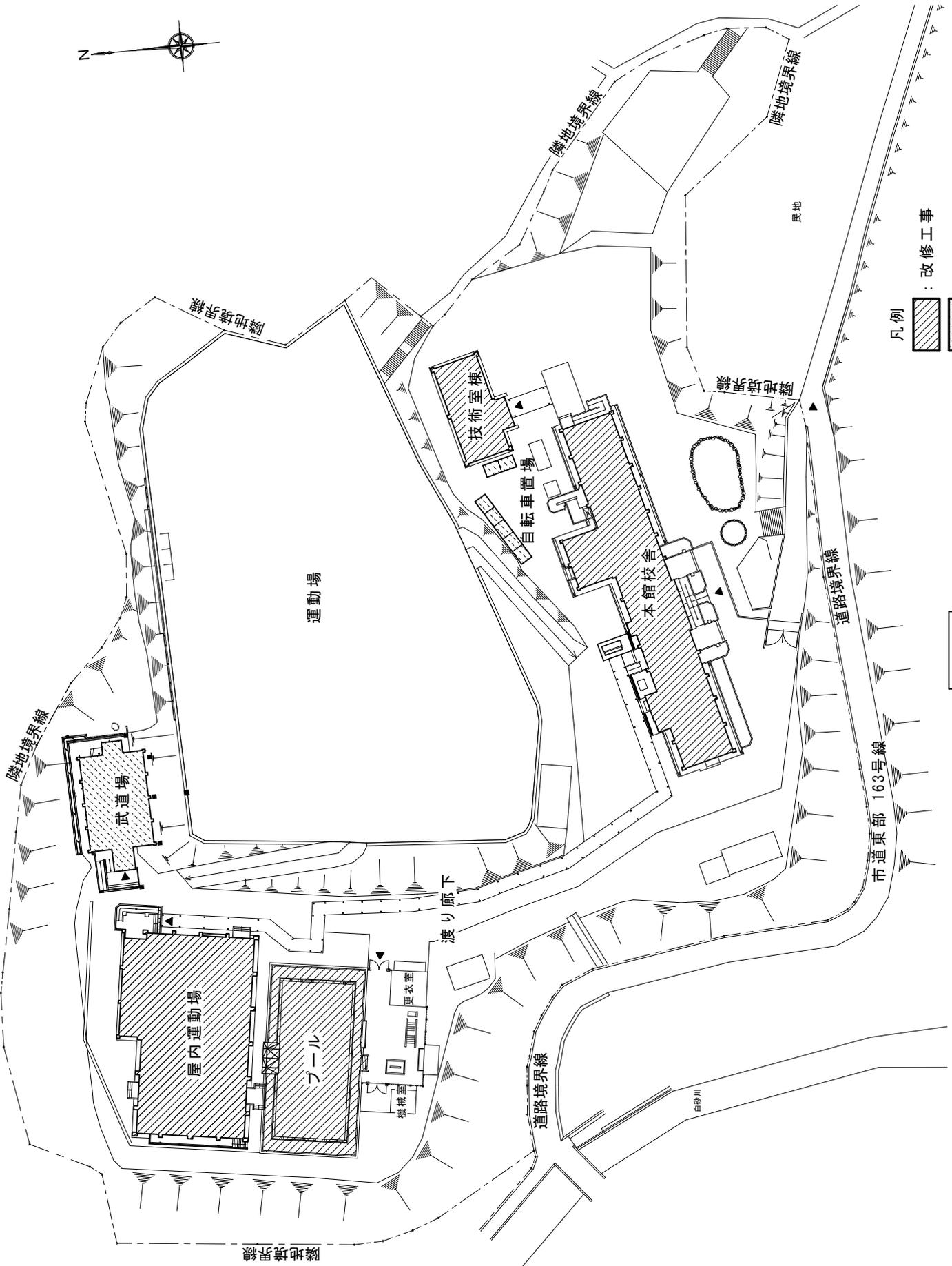
(イ) 構造階数 鉄骨造平家建

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から平成26年3月14日まで

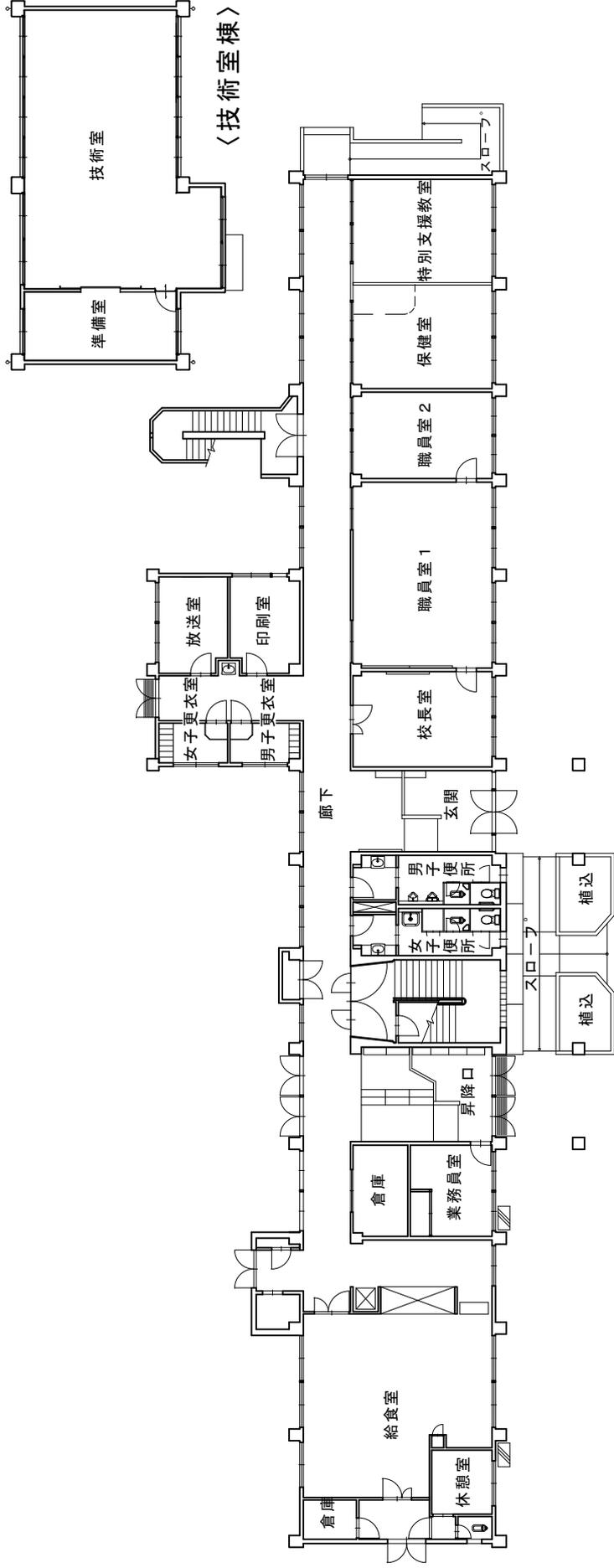




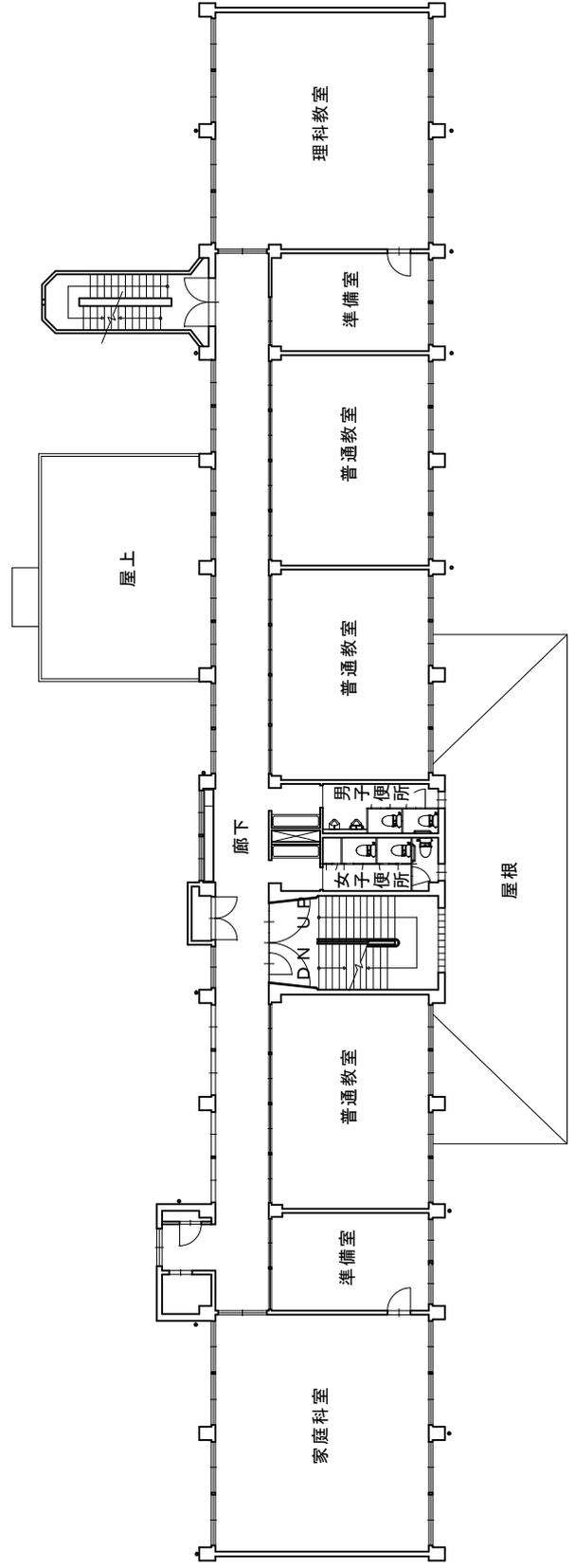
- 凡例
-  : 改修工事
  -  : 新築工事

配置図

1 階平面図

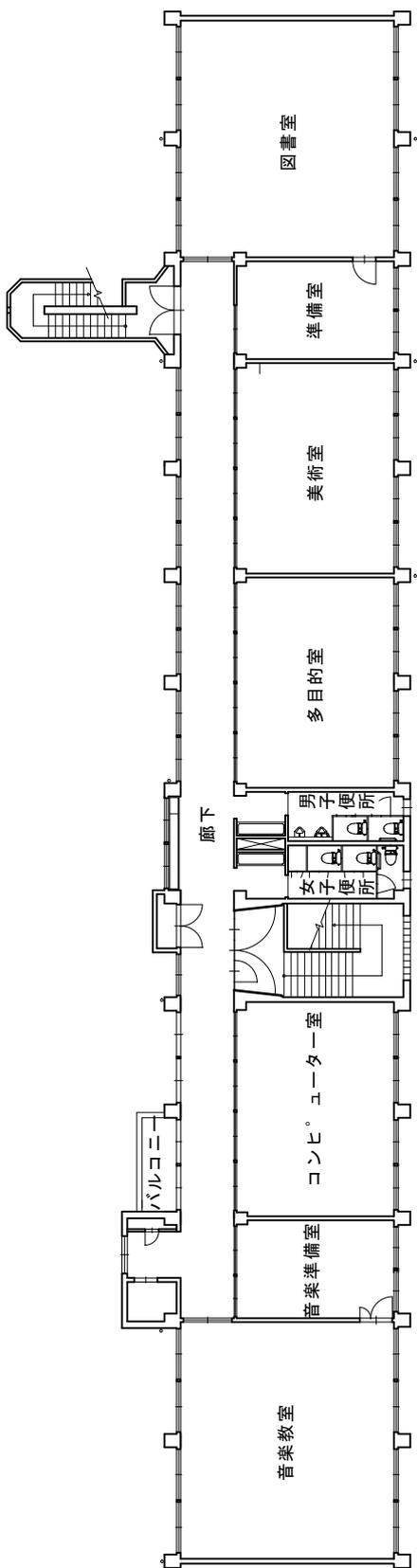


2 階平面図

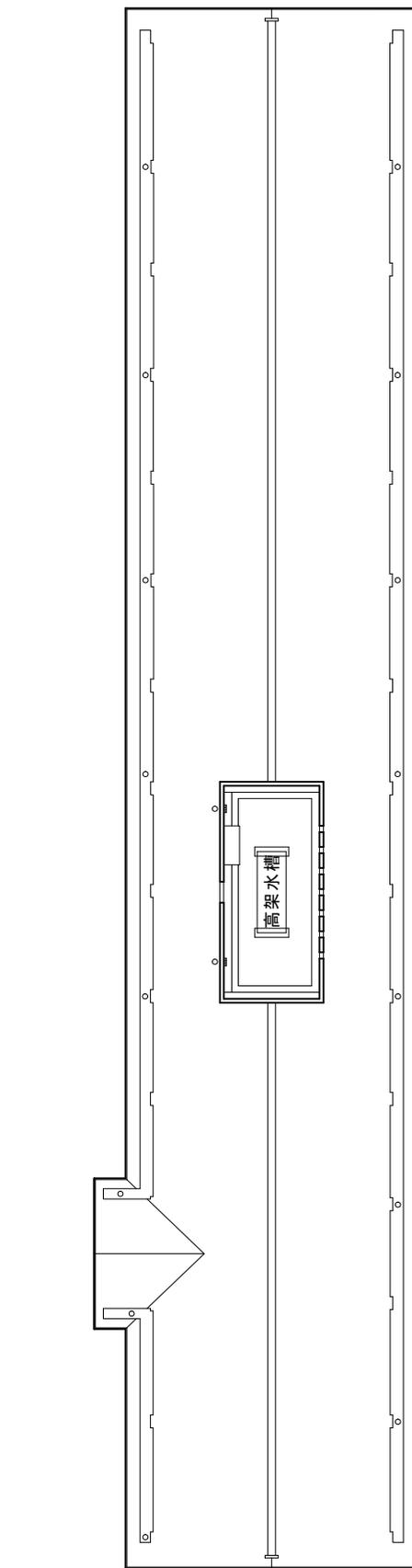


平面図 (校舎改修工事)

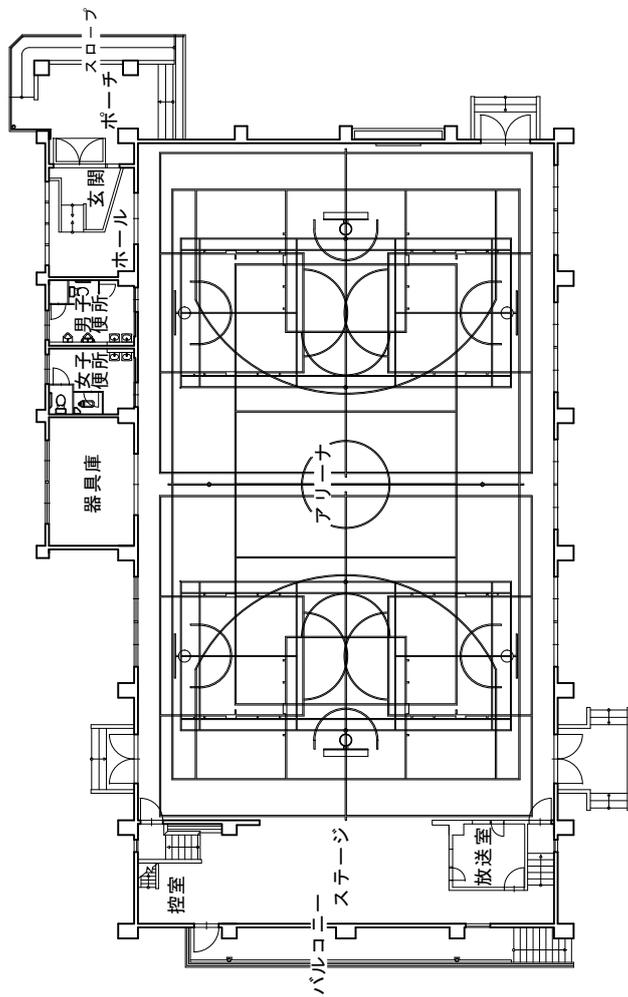
3階平面図



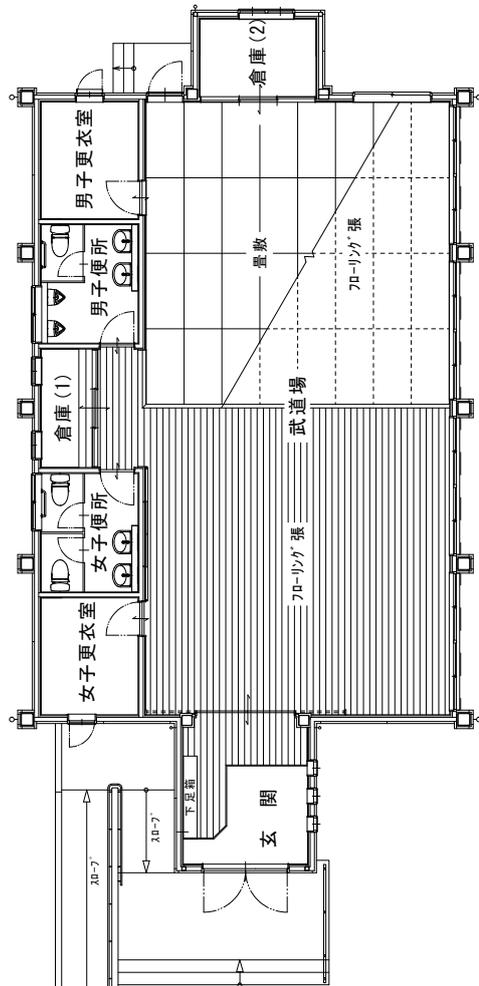
屋上平面図



平面図 (校舎改修工事)



平面図 (屋内運動場改修工事)



平面図 (武道場新築工事)